

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年1月10日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

三保町杉沢堰特別緑地保全地区維持管理業務委託(緊急)

2 履行(納品)場所

緑区三保町1433番1ほか

3 契約日

令和元年10月18日

4 履行日又は履行期間

令和元年10月18日から令和元年12月27日まで

5 契約金額

686,400円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称: ワコー緑建株式会社

所在: 横浜市緑区いぶき野43-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和元年10月16日、台風19号の強風により三保町杉沢堰特別緑地保全地区内で樹木が倒木したとの一報が緑土木事務所よりあった。

また、折れて倒れていないものの、放置しておくとも倒木する恐れのある傾斜木等の伐採についても、倒木の除去と合わせて早急に対応する必要があったため随意契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

「横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定」に基づき、災害協力業者リストの中に記載があり、過去の業務経験から当該地を熟知しており、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「ワコー緑建株式会社」を選定し応急措置を要請しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課